

平成23年度 第1回経営検討部会

日時：平成23年6月30日（木）

10時00分～12時00分

場所：市役所第7会議室

出席者数

- ・委員7名中、7名出席
- ・懇話会委員1名出席

傍聴人数

- ・2名

1. 開会（10:00）

2. 議事概要

（1）第三セクター等の今後のあり方について

部会長	<ul style="list-style-type: none">・懇話会の会長と副会長はそのまま部会の部会長、副部会長をすることになっていくので、何とぞよろしくお願ひしたい。・専門的な事案になるので、部会を設けて、専門的な観点からたたき台をつくり、それを懇話会で、市民の観点からわかりにくくないか御意見をいただきながら、最終的な案をつくっていきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・本部会は、7名の委員構成。出席状況は、委員総数7名中、出席者7名、懇話会委員1名。・経営検討部会の運営についての6に基づき、本部会は成立。・本日の傍聴者は2名。
部会長	<ul style="list-style-type: none">・本日の会議録の署名は、A委員とB委員にお願ひしたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・資料により説明。
C委員	<ul style="list-style-type: none">・いわゆる指針において対象となるべき7団体が、対象となっている。最終的に、行政として三セク債の発行団体と見据えた上で、3団体に絞り込むことについてわかりやすく説明をしてもらう必要がある。
部会長	<ul style="list-style-type: none">・11団体が抜本的改革の検討の対象となっていて、その中で採算性の有無という議論があつて、7団体に絞り込まれる。さらに三セク債の適用対象として、3団体が検討とされていることだと思う。・この部会の中で、どこを対象範囲とするか。つまり最初の11団体をスタートラインとして、11団体から7団体、7団体から3団体という絞り込みの過程も含めた検討を行うのか。そうではなくて、7団体をスタートラインとして、7団体から3団体に至ると

事務局	<p>ころから検討をスタートするのか。あるいは、3団体を前提としてスタートするのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜本的改革の対象として11団体に絞って、その抜本的処理策検討のフローチャートに載せていった上で7団体、あるいは3団体に下っていく過程についても、正しいかどうかの検討をお願いしたい。ただ、実質的な問題として、11団体全てを議論するのは時間的な制約もある。事務局としては、最終的に解散する3団体を主に、御議論をお願いしたい。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・3団体を議論してほしいというのが経営検討部会のミッションなのか。それとも第三セクター等の抜本的改革を実施してほしいということがミッションであるならば、総務省通知の妥当性とか、市にとっての妥当性から議論しないといけない。経営検討部会のミッションを決めた方がいいと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・その団体の存続はどうかという議論をもう少し詳しくしていただく中で、11団体から、今回必要な対象になるのが3団体ではないかということで、原案は説明させていただいた。したがって、資料2第三セクター等一覧により、ローマ数字 以下のところからスタートと考えていただきたい。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターについて言えば、その機能が要るときに第三セクターか直営か委託かという方法も考えられ、そうした議論をするなら、取り上げることについては理解できる。 ・逆にここではそういう議論をしないというのなら、これは対象外であると発言する必要もない。だから機能が要るけれど第三セクターであると言われると、ほかの道を検討することもできるのではないか。 ・赤字ならだめで黒字ならいいという発想がいかげなものかと思っている。本当に黒字ならば、民間が当然自主的に行うものであり、ある意味、赤字であるから行政が関わっているわけである。 ・そもそも採算性で分けをするのは、総務省の観点であるのだが、市の観点としてもいいのか。はっきり対象を決めておかないと議論が進めない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・赤字であったとしても、例えば、日本三大俳諧文庫の一つになっている財団法人柿衛文庫を、安価な価格で市民に提供し、文化財を保存するという必要性というのは十分認識している。 ・こうした第三セクターの経理状況の中では、明確に赤字という形で損益が出てくるが、そのことも踏まえて、市の考えとして、単純に廃止とは考えていない。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・赤字だからだめで、黒字だからよいという議論ではないということはわかる。余りにも財政が悪化したので、この際、赤字は見直そうではないかということは、全国的な考えではないかと思う。そういう観点も必要である。 ・三セク債を利用すると、どういうメリットがあるのかを教えてほしい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に今後、第三セクターを維持していく中で、経営が行き詰まって最終的に債務の整理をしなければならないとなったときに、市としては損失補償を打っているのだから、その解散に伴って必要な財政上の措置をしなければならない。急遽必要になる財源は、今なら三セク債を活用して財源上の措置ができる。 ・通常、各外郭団体において資金を調達している金利よりも、市債で借り入れしているレートの方が、優遇な条件で借り入れを行えるので、金利負担の面からも三セク債を活用

	<p>する方が有利ではないかと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社の例では、金融機関から5年あるいは4年資金等で借りがえ等の手続を行っている。借りがえの際に、その都度融資の組成手数料が、4、5千万円必要になるという状況である。
B 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・先ほどの借りがえの費用は別として、利率だけがメリットであるのか。 ・三セク債は、国の通知によると、特別交付税等、その償還利子についての措置がなされるということである。
B 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、0.8%で借り入れるとして、その半分は交付税で補ってくれるということか。 ・借入利率の2分の1を上限として、法制上の特別交付税の算定に入るといような状況である。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・経営検討部会は、回数が限られた中で検討していかなければならない。対象は11団体となつてはいるが、全団体の今後の経営のあり方について、妥当性を含めた議論は物理的に不可能である。 ・もう一つは、時限つきの借りがえの制度を使うということだが、対象になり得る団体はどこなのかということと、その団体がその制度を活用する妥当性があるのかということも含めた検討を、優先して議論していく必要がある。 ・ただ、経営検討部会では最初に11団体あって、11団体から7団体、7団体から3団体ということについても、一定の評価なり、妥当性を議論する。それについて並行しながら課題等、意見等をもらい、そうした意見を残すことによって、今後、具体的な検討につなげてもらいたい。それでよろしければそのような進め方をさせてもらいたい。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・11団体から7団体までは、検討対象を絞り込んでいいと思う。 ・7団体から3団体に絞る論点では、建てかえるときに費用をかけたということ、把握できる資料があったほうがいいのではないか。経常的な赤字がどれくらいになるか、また経常赤字とともに、初期費用がいくらかかっているか、具体的把握できれば、検討しやすいのではないかと思う。 ・7団体から3団体に絞り込む過程を明確にするべきではないか。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・7団体からのスタートでいいと思っているが、7団体から3団体へいく過程については、しっかりと説明してもらいたい。 ・11団体から7団体でいいという理由については、採算性があるけどそのツールをどうしていくかまで検討すると、議論しきれない。 ・三セク債の発行という論点に着目すれば、今回は採算性がない団体に対してのスタートという切り口の方がいいのではないか。その方法論として11団体から7団体への絞り込みを行ったという導きがいいと思う。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・採算性の概念についての説明で、の損失補填を行っていない第三セクター等の該当する項目の中で、アについては、経常収支が赤字のもの、地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は、当該財政援助の額を控除の上、判断することと書いている。 ・一方、資料2第三セクター等一覧を見ると、採算性の判断の論拠と、上のところに25%以上の出資云々と書いているが、補助金を控除した場合の経常損益と書いてある。 ・市と財政援助を受けているかどうかについて、財政援助の概念について確認したい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体において市の損失補償に基づいた借金を返済するに当たり、自主財源で返済する

部会長	<p>のならよいが、返済ができない場合に、市から補助金等を交付して、それを財源に返済をする場合がある。また、平成21年度決算で、市の派遣職員等に伴う人件費等について、人件費に係る補助金が含まれており、そうしたのもも財政援助として考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市から出向等による職員の人件費で、実質、人件費補助になっているところは、財政援助という範疇に含めて計算をされているということによろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。基本的には各団体において、プロパー職員に係る人件費は各団体で、市の派遣職員、OB職員についての経費については委託事業とは別で、補助で出している部分は除いている。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・それは補助金に入っているのか。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金に入れて、抜いているということによろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい、それらの費用を除いたときに収支の状況、損益計算上、利益が確保できるかどうかという判定で判断すべきものと考えているが、報告数値がそうなっているのか確認させていただきたい。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今の話だと、事業費補助は抜いてないということか。端的に言うと、社会福祉事業団には伊丹市から一円もお金が入ってないということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業団は、介護保険の事業収益等に組み入れ、事業の運営を行っているので、市からの資金というのは入っていない。 ・ただ、事業委託として、市が行う介護政策の高齢者福祉費に係る施策を実施するために、その委託先として社会福祉事業団が一部担っているものはあるが、それらは補助金ではなくて、事業としての委託である。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費名目の委託費というのは、財政援助には含めてないということか。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・財政援助のほかに委託費なり負担金なるものがあるかもしれないということによいか。端的に言えばいわゆる19節負担金及び交付金がないということによいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ放送について、事業費として市の発注での支出はあるが、補助金としての支出を抜いても採算性はあるということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。番組制作などは事業の委託料として委託契約に基づく資金のやりとりはあるが、そうしたものは事業補助とは全く違うものとして、存在している。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の委託費がなくなると、運営が立ち行かなくなるということはあるけれども、事業費としての委託については、考慮はしていないという理解によろしいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい、その経営状況が市の委託事業がなくなれば立ち行かなくなるかどうかというのは、この中の視点においては、別である。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・この部会として、11団体を対象として検討したときには、一定どういう形の運営がなされているかについては、後ほど必要になると思うので、一定資料として出していただきたい。
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費委託の中に取りあえず何もかも入れてしまえば、財政援助等に出でこないのではないかという疑念がある。 ・経営者としては基本単価とか基本人件費とか、そうした関係経費というのは一定の考えを持って事業委託を結んでいるわけなので、委託する中に当然人件費が入っている。事業を市が行う委託としての委託料という観点からは、赤字補填の中の人件費とは切り分

事務局	<p>けていて、赤字補填の人員費はあくまでも補助金として援助している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの通知に基づき、財政援助とは何を指すのかということについて、市が事業として委託をするというものとは別に、いわゆる赤字補填としての財政援助がある。先ほど申し上げた、建設費に係る償還、財政的等々については補助金ではあるが、市が行う事業については、財政援助という観点での契約ではないので、今回の補助金等には当たらないということで御理解をいただきたい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・本日は今一番大事になるとされる3団体について、説明していただきたい。そして、時間の許す限りで、そのほかの4団体についても説明をしていただきたい。時間が足りない場合は、次回以降にお願いしたい。

(2) 対象団体の現状について

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料により説明。(財団法人伊丹市都市整備公社、財団法人伊丹市公園緑化協会、伊丹市土地開発公社)
D 委員	<p>(伊丹市土地開発公社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産が減る傾向にある。将来どのようになつたら、市に売却するのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に事業地は、市側が公共事業とするかどうかで依頼を受ける。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・文書で行うのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・買った値段のままであると、値段が下がる可能性がある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・買い戻しをかけるときには金利が乗る。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地価変動のリスクは負わないということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・逆に特定土地は当然、処分対象であるので、そのリスクを負うことになるのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・それも加味した財務状況であるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度決算のときに、特定土地に組みかえ、一旦、時価評価に置きかえ、公費7億7,000万円の特別損失を出した。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・だから、それ以降の5年分ぐらいの変動ということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に11団体を対象とするが、3つの制度を使う上で、三セク債の対象となり得るところを中心に検討するという事で御了解をいただけたと思う。ただ、11団体から7団体、7団体から3団体に至るプロセスについては、もう少し説明をしてもらいたいという意見があった。 ・財政援助の概念について、補足の説明をしてほしい。 ・公益財団法人になる団体についても、例えば、どういう経緯で公益財団法人になるのか、今後どういうスケジュールでなるのか。または、制度として経営改革等を求めているわけだが、具体的にどのような経営改革を実施しようとしているのか教えてほしい。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の土地開発公社の負債が50億4,911万円、そのうちの債務保証が49億4,000万円ということは、ほとんど債務保証がついているということか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度で、負債は50億4,911万円となっている。これは銀行から借り入れしている長期借入金の残高や3月31日で一旦決算をし、それ以降の支払い金、いまだ払ってない部分の未払い金等を加えた額である。その中で49億4,000万円が、銀行等で未だに残っている残額である。
B委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 長期借入金が今まで何のために必要であったのか、土地を購入するためか。 土地開発公社は、土地を購入する際に、資産を当然持っていない。金融機関から資金調達をすることで、これまで特定土地であれ代替地であれ、取得をするための資金はすべて銀行から借り入れを起こしている。これが長期借入金である。
部会長	<ul style="list-style-type: none"> 今各団体が抱えている債務残高について、この制度を利用したときに、どれぐらいの経済的なメリットがあるのか、次回までに提供してほしい。

3 . 閉会 (12:10)